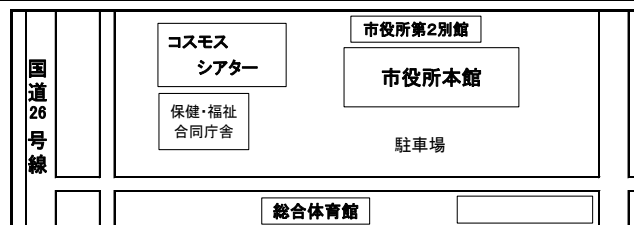


手続きの種類	主に必要なもの	備 考	担当課等
重度障害者医療証の住所変更	・健康保険証 ・重度障害者医療証 ・個人番号が確認できるもの	・住所変更の手続きが必要です。	障害福祉課 本館1階 433-7012
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更	・手帳 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・住所変更の手続きが必要です。	
療育手帳の住所変更	・手帳	・住所変更の手続きが必要です。	
特別児童扶養手当の住所変更	・手当証書	・住所変更の手続きが必要です。	
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の住所変更	・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・住所変更の手続きが必要です。	
自立支援医療(精神通院)の住所変更	・受給者証 ・個人番号が確認できるもの ・来庁者の本人確認書類	・住所変更の手続きが必要です。	
障害児通所支援サービス受給者証の住所変更	・特にありません	・電話もしくはFAXでご連絡ください。	子ども相談課 保健福祉合同庁舎1階 433-7071 (FAX)433-7087
介護保険被保険者証	・特にありません	・被保険者証は、簡易書留郵便で後日送付します。	高齢介護課 給付・保険料担当
介護保険負担割合証	・特にありません	・負担割合証は被保険者証と同封して後日送付します。	本館1階 433-7040
後期高齢者医療被保険者証	・特にありません	・被保険者証は、簡易書留郵便で後日送付します。	保険年金課 計算担当 本館1階 433-7271
広報紙の配布	・特にありません	・市内各町会・自治会に配布をお願いしていますので、転居先の町会・自治会にご相談ください。 ・広報紙が届かないときは、担当課へお問合わせください。	魅力づくり推進課 本館2階 433-7059
上下水道の使用	・特にありません	・(転居元)水道の使用を中止される時は、閉栓のご連絡をください。 ・(転居先)新たに水道の使用を開始される時は開栓のご連絡をください。	上下水道営業課 本館2階 433-7140

一施設案内図一



貝塚市イメージキャラクター

つげさん